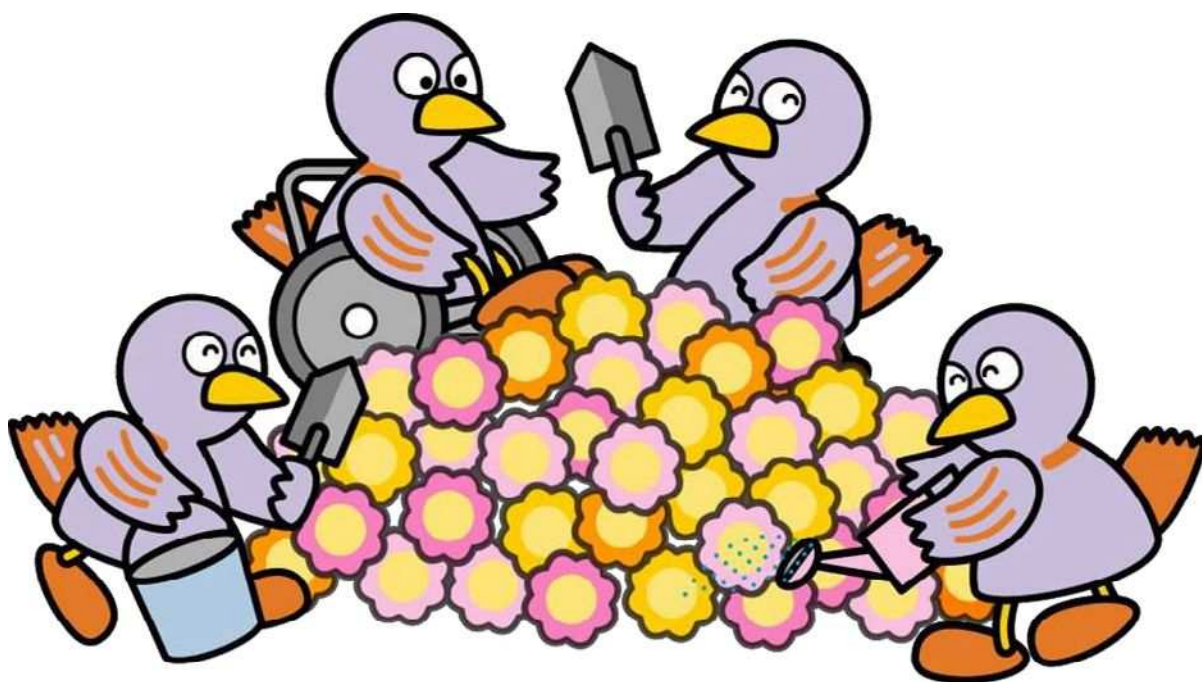


令和 8 年度

北部地区(秩父)人権教育実践報告会

期 日 令和 8 年 7 月 2 7 日 (月)

会 場 皆 野 町 文 化 会 館



埼玉県マスコット「コバトン」

主 催 埼 玉 県 ・ 埼 玉 県 教 育 委 員 会
北部地区(秩父)各市町及び教育委員会
秩父地区人権教育推進協議会
北部地区(秩父)人権教育実践報告会主催者会

後 援 埼 玉 県 市 町 村 教 育 委 員 会 連 合 会

協 賛 埼玉県人権尊重社会をめざす
県民運動推進協議会

目 次

1	趣 旨	_____	1
2	全 体 会 次 第	_____	2
3	人 権 作 文 入 選 者	_____	3
4	分科会・報告者・報告テーマ	_____	4
5	司 会 者 ・ 記 録 者	_____	4
6	助 言 者	_____	4
7	北部地区（秩父）主催者会名簿	_____	5
8	北部地区（秩父）運営協力者会名簿	_____	5
9	実 践 報 告 資 料	_____	7
○	県 か ら の 情 報 提 供	_____	2 0
○	会 場 案 内 図	_____	2 4

日 程 表

主 催 者 会 打 合 せ	運 営 協 力 者 会 打 合 せ	受 付	全体会		休 憩	分科会（実践報告会）								会 場 整 理	主 催 者 会 打 合 せ	運 営 協 力 者 会 打 合 せ
			開 会 行 事	人 権 作 文 発 表 表 彰		開 会 行 事	報 告 1	質 疑 ・ 協 議 ・ 意 見 交 換	休 憩	報 告 2	質 疑 ・ 協 議 ・ 意 見 交 換	ま と め	閉 会 行 事			
12:00	12:10	13:00	13:15	13:35	14:00	14:10	14:15	14:35	15:00	15:10	15:30	15:55	16:10	16:15	16:15	16:30

人権教育実践報告会 趣旨説明

- 1 本県では、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指し、『人権尊重社会をめざす県民運動』を推進しています。本報告会は、その取組の一環として、県内4地区5会場において開催するものです。
- 2 本報告会は、「人権を尊重し合う共生社会実現のため、人権教育をどのように進めたらよいか」をメインテーマに掲げています。実践事例の交流の場を提供することで、本県における人権教育の一層の充実と深化を図ることを目的としています。
- 3 県民一人一人が人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付けるためには、生涯学習の視点を持ち、地域の実情に根ざした取組を継続することが重要です。学校・家庭・地域社会の各領域が連携し、人権教育を絶え間なく推進していく必要があります。
- 4 多様化する人権課題に対応するため、「埼玉県人権教育実施方針」に示された14の人権課題の中から、各地区の実情や課題に応じたテーマを設定し、分科会を設けています。
- 5 これまでの成果を礎とし、学校・家庭・地域が手を取り合い、社会全体で人権教育に取り組むための基盤づくりを目指します。本報告会が、皆様にとって実り多い学びと交流の場となることを期待しています。

9 実践報告資料

A『障害のある人・同和問題（部落差別）』分科会

秩父市立秩父第一小学校における人権教育の取組
～障害のある人に関わる人権教育の推進～ 秩父市立秩父第一小学校 加藤 奈々子 (P. 8)

皆野町教育委員会における人権教育の取組
～同和問題に関わる人権教育の推進～ 皆野町教育委員会 浅見 寿文 (P. 10)

B『こども・外国人』分科会（オンライン）

小鹿野町立小鹿野中学校における人権教育の取組
～こどもに関わる人権教育の推進～ 小鹿野町立小鹿野中学校 坂本 七海 (P. 12)

県立秩父高等学校における人権教育の取組
～国際社会で活躍できる人材育成に向けた人権教育の推進～ 県立秩父高等学校 高橋 克幸 (P. 14)

C『高齢者・インターネットによる人権侵害』分科会（オンライン）

長瀬町立長瀬第一小学校における人権教育の取組
～高齢者に関わる人権教育の推進～ 長瀬町立長瀬第一小学校 吉田 徹馬 (P. 16)

横瀬町立横瀬小学校における人権教育の取組
～インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育の推進～ 横瀬町立横瀬小学校 大塚 史子 (P. 18)

秩父市立秩父第一小学校における人権教育の取組
～ 障害のある人に関わる人権教育の推進 ～

秩父市立秩父第一小学校 加藤 奈々子

1 はじめに

(1) 本校の概要

本校は明治6年に大宮学校として創立して以来、開校153年を迎えた歴史と伝統ある学校である。通常学級6学級、特別支援学級3学級の全9学級、児童数119名である。また、秩父市の特別支援教育の中心校として、県立秩父特別支援学校との交流学习を毎年実施しており、障害のある人との関わりや人権に対する意識を高くもち、教育活動を行っている。

(2) 本校の学校教育目標

- ア 基本目標 「進んで考え、豊かな心をもち、たくましく生きる子」
イ 具体目標 「あかるく なかよく かしこく」
ウ 目指す学校像 「あいさつ・ありがとう・歌声が響き、一人一人が笑顔で輝く学校」

2 本校の人権教育

(1) 人権教育目標

人権感覚の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童を育成する。

(2) 学年の重点目標

低学年	友達と仲よくし、誰とでも協力できる子
中学年	一人一人の友達を大切にし、相手の立場に立って考える子
高学年	差別や偏見をもつことなく、公平に接し、自他の人権を尊重する子

(3) 本校の主な取組

ア 人権作文

人権作文への取組を通して、教員、児童ともに、人権に対する意識を高めている。

イ 縦割り班遊び・チャレンジ集会（全校）

ロング昼休み等を活用した縦割り班遊びでは、6年生が中心となって遊びを考え、班のみんなで遊ぶ。また、全校児童集会活動のチャレンジ大会では、縦割り班で遊びを担当し、全校で集会を楽しんでいる。活動を通して、異学年の交流や、男女の協力が行われている。

ウ 情報モラル教育の推進（4～6年）

長期休業前や授業参観・懇談会にて情報モラル（SNSの使い方、関わり方について）の授業を行い、児童にSNSとの関わり方について考える場を設けている。また、授業参観・懇談会で保護者の方に向けタブレット端末やスマートフォンの使い方について話をし、正しい使用方法について協力を仰いでいる。

エ いじめ撲滅宣言

学年ごとにいじめ撲滅宣言を作成し、通路に掲示を行っている。作成した掲示物をもとに、各クラスで「いじめゼロ」を目指している。

オ 人権の花の栽培

児童が協力し合いながら花を育て、その成長を観察することによって情操を豊かにし、「相手の立場を考え行動する心や思いやりの心を育てる」ことや「生命の尊さ、感謝の気持ちを体得する」という人権尊重の意識を身につける。

カ よろしくねの会（1・2年生）

2年生が1年生の手を取り校内を案内したり、一緒に遊んだりする活動。学年および男女の垣根を越え、みんなで仲良くなれるよう、2年生はお兄さんお姉さんとして一生懸命活動している。1年生は2年生の振る舞いや行動を通して、優しくされることの喜びを体験し、自己の行動をより温かなものとしようとする心情が芽生える。



キ 人権教室（４年生）

人権擁護委員の方をゲストティーチャーとして迎え、読み聞かせ劇を中心に行っていた。人権教室を通して、児童は身近な人権問題である「いじめ」や「障害のある方」について考えを巡らせ、友達の意見を聞きながら考えを深めていく。

3 障害のある人に関する人権教育の取組

総合的な学習の時間の一環として、障害や福祉について学ぶ機会を位置づけている。

（１）特別支援教育の充実（全校）

毎年、県立秩父特別支援学校との交流学习を行っている。本校の児童にとっては、障害のある人に対する差別や偏見といった心の障壁が取り除かれ、特別支援学校の児童にとっては異なる環境に対する対応力や、大きな集団での社会性を培うことができています。

（２）手話教室（３年生）

児童は「あいさつ」や「自分の名字」などの手話を学び、簡単な会話をすることを体験する。この体験で、誰に対しても公正・公平に接していこうとする心情を育むことができています。

（３）アイマスク体験（４年生）

アイマスクを着用し、校舎の中を歩く体験を行っている。廊下や階段など何気なく歩いている場所に危険が潜んでいることに気づき、視覚障害がある方の気持ちや大変さに気づくことができた。

（４）車いす体験（５年生）

車いすで段差を乗り越えたり、スロープを上り下りしたりする活動を行っている。車いすの介助の仕方を学びながら、障害のある人のお大変さや、相手の立場に立った考え方、行動の仕方を実感することができた。

（５）高齢者体験（６年生）

膝が曲がらなくなるようにサポーターを付けたり、視野が狭くなるめがねをかけたりして、自由に動けない疑似体験をした。高齢の方や障害のある方の気持ちに近づくことができた。



「手話体験」



「アイマスク体験」



「車いす体験」



「高齢者体験」



「交流学习」

4 成果と課題

（１）成果

- ・体験や活動を通して、障害のある人の生活や考え方を知ること、思いやりや共感の心、多様性を受け入れられる姿勢を育てることができた。
- ・秩父特別支援学校との交流を推進することで、障害を身近なこととして捉え、障害のある人への接し方を工夫しようとする姿が見られた。

（２）課題

- ・SNSを通じたトラブルが増えてきており、引き続き指導を充実していく必要がある。
- ・体験や活動を通じて学んだことを学校外の生活でどのように実践していけばよいかという意識を育む必要がある。
- ・特別支援学校との交流学习が更に充実した取組となるよう、推進していく必要がある。

皆野町における人権教育の取組 ～同和問題に関わる人権教育の推進～

皆野町教育委員会

1 皆野町概要

皆野町は、埼玉県北西、秩父郡北東に位置し、東は東秩父村に、北は寄居町・長瀨町・本庄市に、西は神川町に、南は秩父市にそれぞれ接している。また、町の中央を荒川が東流し、四方を山々に囲まれた秩父盆地の一角に位置し、山林を渡る涼やかな風、荒川清流の水辺など、豊かな自然あふれる町である。さらに、皆野町は、秩父音頭発祥の地でもあり、文化と人とのつながりを大切にし、自然や文化を活かした観光面でも発展している。

皆野町では、このような自然・文化の特色を活かし、第5次皆野町総合振興計画（平成29年度から令和8年度）において、まちづくりの主要目標「豊かな心と多彩な文化を育むまち」を目指し、推進する施策の一つに『ひと』が輝くまちづくり』を掲げている。

以上を踏まえ、皆野町教育委員会では「心ふるさとと夢を宿し、生きる力を培う教育と文化の町をめざす皆野教育」を実現するために同和教育を含めた人権教育に取り組んでいる。

2 人権の尊重と男女共同参画社会の実現について

『ひと』が輝くまちづくり』の施策として「人権・同和対策の推進」を掲げ、正しい知識・理解を深めるための研修会等の啓発事業の推進や同和問題をはじめ、障害、疾患等への偏見差別解消のための活動の推進を図る。

（1）人権教育・啓発活動の推進

ア 全ての町民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる社会実現のため、人権啓発を推進し、人権意識の高揚を図る。

イ 人権教育に関する学習について、学校や地域社会など、様々な機会や場所における充実を図る。

ウ 基本的人権尊重の理念に基づく人権教育を推進する。

（2）男女共同参画社会の実現

ア 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

イ 男女共同参画を進める地域づくり

ウ 安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

3 学校教育における皆野町の人権教育

（1）全教職員の人権意識の高揚

令和7年度夏季教職員研修会の冒頭で、教育長は次のように語っている。

「令和9年度の小学校の統合をひかえ、今後の皆野町の学校教育はウェルビーイングな学校づくりを目指しています。そのためには子供たちの人権が守られることが大前提です。子供の人権を尊重する質の高い学校教育を作っていくという使命感を一人一人の先生方にもっていただきますようお願いいたします。」

様々な機会を通して、教職員の人権意識を高め資質向上を図る働きかけをしている。



「夏季教職員研修会」

(2) 人権教育の取組

ア 人権をテーマとした全教職員対象の夏季研修会の実施

【近年の研修講師の所属と研修テーマ】

県教育局人権教育課指導主事 「学校における人権教育」「人権教育の現状と課題」

県福祉部地域包括ケア課職員 「ヤングケアラー支援スタートブックについて」

東松山市教育委員会生涯学習課職員 「学校における同和問題学習の基本的事項」

県民生活部人権推進課職員 「豊かな人権感覚と身近な人権課題 - 同和教育を中心に - 」

イ 「同和教育に関する教員意識調査」の結果を、園長・校長会議で説明・確認

ウ 秩父地区人権教育推進協議会現地研修会（狭山市）への学校教職員の参加

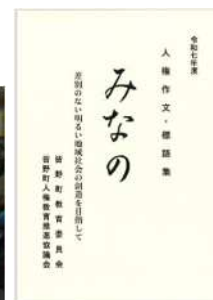
エ 児童生徒の人権意識を高める校内研修と実践への支援

オ 人権感覚育成プログラムの教育課程への位置づけ

カ 人権作文・標語集「みなの」の作成・配付

キ 人権擁護委員と連携した人権の花運動

ク 各学校の取組の情報共有



4 社会教育における皆野町の人権教育

「全校朝会での人権に関する校長講話」 「人権作文・標語集『みなの』」

(1) 組織的な取組

- ・皆野町人権教育推進協議会 ・秩父地区人権教育推進協議会
- ・秩父郡市同和対策推進協議会 ・秩父郡市人権教育・啓発推進連絡会議

(2) 町内人権研修会の取組

- ・研修会による保護者及び地域住民の人権意識啓発の推進 ・映画「破戒」上映会
- ・町新規採用職員への人権教育研修の実施 ・研修用 DVD の購入、視聴及び貸出体制の整備

(3) 令和7年度研修会等の参加状況

- ・部落解放同盟人権行政情報交換会 ・研修会市町村人権教育（社会教育）担当者研修会
 - ・人権教育・啓発推進埼玉県実行委員会総会 ・部落解放第56回東日本研究集会
 - ・埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例制定3周年県条例を具体化するための意見交換会
 - ・人権教育・啓発リーダー研修 ・第45回埼玉人権フォーラム ・第22回人権担当者基礎講座
 - ・秩父地区人権教育推進協議会現地研修会 ・第50回埼玉県人権教育研究集会
 - ・第34回人権問題研修会 ・部落解放同盟埼玉県連2026年新年旗びらき・研修会
- ※ 令和8年度は第77回全国人権・同和教育研究大会への参加を予定

5 実践の成果と課題

(1) 成果

- ・学校教育と社会教育が連携・連動し、皆野町民への正しい同和教育の啓発がなされている。
- ・授業や学級の様子から、教職員の人権意識の高揚を見て取ることができた。
- ・各校における人権週間等の取組に対して、子供が主体的に参加する様子が多く見られた。

(2) 課題

- ・子供、教職員、町職員、皆野町民など様々な立場の人たちが対話し考える研修の機会を町長部局と連携し検討していきたい。
- ・子供の発達段階に応じた系統的な人権教育の実施ができるよう、教職員が校種を超えて人権教育について考える機会が必要である。

小鹿野町立小鹿野中学校における人権教育の取組

～こどもに関わる人権教育の推進～

小鹿野町立小鹿野中学校 坂本 七海

1 本校概要

本校は、全校生徒207名、9学級（うち特別支援学級2）の小規模校である。学区が広く、自転車やスクールバス通学の生徒もいる。本校は町内唯一の中学校であり、2・3年生は4つの小学校から入学してきた。1年生は、小学校が合併した関係で小学校6年生の時から全員小鹿野小学校で過ごしていた。現在は小中学校ともに町内に1校ずつのため、小中連携に力を入れて取り組んでいる。

2 学校教育目標

- (1) 校訓 「もと」をつくる
～「もと」とは、人間としての心構え、態度である～
- (2) 学校教育目標 「誇り高く 志高く たくましく」
- (3) 目指す学校像 「明るく楽しい 地域に誇れる学校」
- (4) 目指す生徒像 「郷土小鹿野に誇りを抱き、確かな『人間力』を身につけた生徒」

3 学校人権教育目標

- (1) 学校の教育活動全体を通して、人権教育を推進し、人権問題の正しい理解を深める。
- (2) 差別や偏見を見抜き、身近な人権に関する問題を解決することができる。
- (3) 生徒が主体的に考え、正しく判断し、差別のないよりよい集団や社会をともに作りだそうとする実践力を養う。

4 本校の取組

(1) 人権に関する講話

年に2回、人権月間の始めに校長による人権講話集会を行っている。生徒のよい行いを紹介したり、挨拶や清掃から育む心の成長、地域の方からいただいた感謝のメッセージを紹介したりしている。



【人権に関する校長講話の様子】

(2) 人権コーナー（掲示）

人権講話の内容を掲示し、いつでも振り返られるようにしたり、人権に関するポスター・新聞記事等を掲示し、人権啓発を行ったりしている。



【人権コーナーの様子】

(3) 人権月間

ア 今日がいいね

帰りの会で「今日活躍した人は誰か」を確認する場を設定し、拍手で賞賛する。生徒のよい行いを生徒が見つけることで、学級に温かい雰囲気を作ることが目的である。また、校務支援システムを活用してその内容を共有している。

イ 人権に関する本コーナー

図書支援員と連携し、人権に関する本を10冊程度設置している。図書カードが無くても自由に借りられるようにし、借りた人が誰なのかわからないよう配慮している。



【「人権の本」コーナーの様子】

(4) 人権作文

人権月間の取組を中心に人権課題について一人一人が深く考える貴重な機会になっている。身近な出来事を通して自分自身の言動を振り返り、他者への理解や共感を育むことにつながった。

(5) 無言膝つき清掃

清掃の開始から終了まで無言で取り組んでいる。雑巾担当の生徒は膝をついて、丁寧に清掃する。意識してやり続けることで、非認知能力が向上し、人として成長することができた。

(6) DVD「めぐみ」の視聴

北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を視聴している。毎年1学年が社会の時間に視聴している。拉致問題についての正しい知識を身に付け、今も尚続いている問題として捉えることができた。



5 子どもに関わる人権教育の取組

(1) アサーショントレーニング

生徒会主催で、朝の時間にリモートでアサーショントレーニングを行った。自分も相手も大切にしたい断り方の演習をし、適切な言葉や伝え方を学ぶことができた。

(2) 「言葉」をテーマにした人権に関する本コーナー

言葉と人権をテーマに、言葉に関する本を人権コーナーに設置した。言葉が相手に与える印象や感情を表す言葉など、様々な視点の本を掲示し、言葉での伝え方を気軽に学ぶことができた。



【「言葉」の本の様子】

(3) スクールカウンセラーによる授業

一人一人にとって居心地のよい学校にするためにはどのように人と関わることの大切かについて学ぶことができた。

(4) 愛♡(あい)言葉

友達から言われて嬉しかった言葉を生徒から集め、掲示している。日常の何気ない一言が人を支える力となることを学び、よりよい人間関係づくりや人権意識の向上につながった。

(5) 友達からのメッセージ

生徒一人一人がクラスの人々のよいところをタブレットに書き、集約して各々に配布している。自分では気づきにくい長所を知り、自己肯定感を高める機会となった。また、互いのよさを認め合う中で、相手を尊重する意識や思いやりの心が育ち、よりよい学級づくりにつながった。



【愛♡言葉の掲示の様子】

(6) 人権を考える集い

社会教育指導員の方をお招きして、人権に関する講演を行っている。前は、「スマホはネットモラルが大切」をテーマに行った。スマホの普及率が上がる中で、改めてスマホの使い方を見直す機会になった。今年度は、ヤングケアラーについての講演を行う予定。

6 実践の成果と課題

(1) 成果

- ・講話や掲示物等を通して、人権意識を高め、人権課題について身近な問題としてとらえることができた。
- ・「今日のいいね」や「愛♡言葉」「友達からのメッセージ」「スクールカウンセラーによる講話」等を通して、お互いのよさを尊重する心や、一人一人の違いが個性になることを理解し、互いに認め合う態度の育成につながった。

(2) 課題

- ・教職員が主導で行っている活動が多いので、生徒会等を中心とした活動を取り入れるなど、生徒の主体性を重視した活動を実施し、より当事者意識をもって人権課題について考えることが課題である。
- ・本校の人権教育は校内での取組が中心となっている。家庭や地域と連携した取組をし、日常生活の中で人権意識を高める機会を広げる必要がある。

秩父高校における人権教育の取り組み
～国際社会で活躍できる人材育成に向けた人権教育の推進～

埼玉県立秩父高等学校 高橋 克幸

1 本校の概要

本校は普通科と国際教養科を併設する全日制の高校である。全校生徒は1年生155名、2年生176名、3年生185名の計516名の学校である。目指す学校像として、「地域の文化と伝統を重んじるとともに国際感覚を身に付け、協働的・探究的な学びを通して国内外で活躍する人材を育てる学校」としており、多様な取り組みで国際感覚を養う工夫を施している。

2 スクールミッション（教育目標）

「変化する社会の中で課題の発見と解決に向けて自ら学び行動し、地域（ローカル）と世界（グローバル）の革新に挑戦するグローバルな人材を育成する。」

教育目標

- （1）平和と真理と正義を愛する国民の育成に努める。
- （2）個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじる心身ともに、健康な国民の育成に努める。
- （3）社会に対する広く深い理解力と健全な判断力を養い、創造力に富む個性の確立に努める。

3 本校の取組

（1）人権週間の設置

9月16日～11月8日の2か月にわたり、JICAの協力を得て、校内に「緒方貞子メモリアルパネル」を展示し、世界の人権問題に触れる機会を設けた。



緒方貞子メモリアルパネル

（2）人権教育の活用

令和8年3月17日（火）2学年を対象に2コマ、人権教育を開催し、JICAの職員の方を講師に迎えて、「安全保障」のテーマのもと、世界全体が抱える貧困について理解を深めた。

（3）短期留学・留学生の受入

本校では毎年姉妹校であるオーストラリアのロビーナ高校との短期語学留学を行っている。また隔年で同校からの留学生を受け入れており、外国人と日常生活を共にする機会を設けている。

（4）ALTの活用

本校には2名のALTがおり、英語の授業をはじめ、学校行事や日常生活を共にしている。生徒たちは授業外でも積極的にコミュニケーションをとっている。

(5) 社会科の授業の活用

社会科では「公共」「歴史総合」「世界史探究」「日本史探究」「政治・経済」の科目が開講されているが、その中で外国人の人権問題に必ず触れる。特に歴史総合の「近代化」の項目では、国民国家から排除される存在として「クルド人問題」毎年触れている。その他パレスチナ問題、立憲主義、人権宣言など、常に外国人の人権に関する内容を扱っている。

(6) 国際教養科での新たな取組

令和8年度より設置された国際教養科の1年生13名対象に、「TOKYO GLOBAL GATEWAY（東京都英語村）」にて、終日オールイングリッシュの世界を体験させる取組を行った。「外国人人権感覚」の育成にどれほど寄与したかわからないが、異文化体験・国際的なコミュニケーションの実践の場となり、少しでも人権教育につながることを期待している。

4 今後の課題・成果

(1) 課題

- ・人権教育全般に言えることではあるが、数値で表したり、言動の変化を追うことも難しいため、何をもって成果とするかがわかりにくい。
- ・「外国人」を相手とする実践であると、その実践の場が少なく、成果が見えにくい。
- ・そもそも調査自体が人権に触れるのではないか、という意見が校内で出た。そのため課題自体が顕在化しにくい点が課題ではないだろうか。

(2) 成果

- ・「外国人への人権感覚を身につけたといえる望ましい言動とは？」といった視点があがった。
- ・そもそも多くの課題が存在している、という事実や課題に気づけたという点こそが成果であると考える。

長瀬町立長瀬第一小学校における人権教育の取組

～高齢者に関わる人権教育の推進～

長瀬町立長瀬第一小学校 吉田 徹馬

1 本校の概要

本校は明治6年に高砂小学校として開校し、今年で152年を迎える。令和6年度に町内の2つの学校、長瀬第一小学校と長瀬第二小学校が統合し、新たな長瀬第一小学校としてスタートした。学区には、岩畳や宝登山、野上下郷石塔婆等があり、美しい自然や文化遺産に囲まれている。また、本校は日米親善の架け橋となった「青い目の人形」を2体所蔵している。

長瀬町は、埼玉県西部秩父郡に位置する人口約6千人の小さな町である。65歳以上の人口の割合は、年々上昇し、令和2年には、4割を超えた。

学校では、学校応援ボランティアやスクールガードリーダーなどの方々の協力を受けながら、児童と高齢者の方々が交流する機会がある。

2 学校教育目標

- (1) 学校教育目標 「深く考える子 心豊かな子 たくましい子」
- (2) 校訓 「至誠 協和 修行」
- (3) めざす学校像 「まごころを尽くし合い、みんな仲よく、たゆまず学び続け、ありがとうがあふれる学校」
- (4) めざす児童像 「まごころを尽くし合い、みんな仲よく、たゆまず学び続ける子」
- (5) めざす教師像 「まごころを尽くし合い、組織の一員として、たゆまず学び続ける教師」

3 学校人権教育目標

- (1) 人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にする態度を育てる。
- (2) 人権についての理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童を育成する。

4 本校の取組

- (1) 「チーム長一人権宣言」
教師が高い人権意識と誇りを再認識できるよう「チーム長一人権宣言」という宣言文を作成し、職員で共通理解を図った。
- (2) 職員研修
教職員が、人権に関する正しい知識と鋭い人権感覚を身に付けることができるようにするために、同和問題に関する教職員研修を行った。
- (3) 挨拶運動
挨拶を通した児童同士や児童と教師、児童と地域の方との心と心の交流を目的に毎月挨拶運動を行った。町職員とPTAによるものと児童会の委員によるものを行った。
- (4) 縦割り班活動
全校児童が、お互いの立場を認め、理解し合い、より望ましい集団を形成する態度を育むことができるように縦割り班を編制し、校内清掃は基本的に縦割り班で行っている。また、休み時間のレクリエーション活動や秋祭りのお店作りの活動を行った。
- (5) 人権作文・人権標語
児童の人権意識の高揚を図り、身の回りの様々な人権侵害や差別問題に正しく対処できる児童を育成するため、1学期に第2学年以上の児童が人権作文に、夏季休業中に全校児童が人権標語の作成に取り組んだ。
- (6) 人権週間
人権尊重の意識を高めるために、1学期と2学期に人権週間を設けた。人権週間では、人権作文の朗読や校長講話等を行った。
- (7) いじめ防止キャンペーン
児童一人一人がいじめ問題について考え、いじめを許さない集団づくりを目的に、いじめ防止に関する啓発活動を行った。児童会役員は、児童集会時に劇を交えて、いじめ防止を全校児童に伝えた。
- (8) 人権の花運動
花を育てる活動を通じて、児童が生命の尊さを実感し、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に、人権の花を育てた。全校児童が日常的に人権の花と接するだろう校庭の様々な場所に置き、主に、飼育・栽培委員会の児童が水くれを行い育てた。
- (9) 人権感覚育成プログラム
児童が人権を自分事として捉え、互いの人権を尊重し合うための具体的な行動力や実践的な態度を育成することを目的に、各学年で「人権感覚育成プログラム」を活用した授業実践を行った。
- (10) 手話教室
児童が手話を第一言語とする人々の価値観や「ろう文化」に触れ、自分とは異なる背景を持つ他者を尊重する人権感覚を養うことを目的に、手話教室を行った。第5学年の児童が、総合的な学習の時間に行った。
- (11) 県立秩父特別支援学校との支援籍学習
児童が障害に対する正しい理解をすることと、児童の心のバリアフリーを育むことを目的

に、県立秩父特別支援学校との支援籍学習を行った。令和7年度は、第4学年で3回行った。

(12) 「心のアンケート」

児童の悩みや不安な思いを把握し、いじめ等の重大事案への組織的な対応をするために、毎月「心のアンケート」を行った。

(13) 1年生と次年度就学児との交流

1年生が自分たちの成長を自覚し、相手を思いやる心を育むことを目的に、1年生が次年度就学児に向けて、学校を紹介する活動を行った。次年度就学児の手をつなぎ、校舎内を案内したり、1年生の学習を通して、自分ができるようになったことを紹介したりした。

(14) 「ありがとう日記」

児童一人一人が、友だちのよさに目を向け、自他を尊重する態度を育むことを目的に、全学級で「ありがとう日記」を書く取組をした。各々が友達にしてもらって良かったことや嬉しかったことなどをカードに記入し、模造紙に貼り付け、学級に掲示した。

(15) 児童の意見を聞く機会の確保

子供の「意見を表明する権利」の保障を目的として、児童が自分の考えを校長先生に伝える機会を設けた。第6学年が、3学期末の校長先生との会食時に、学校をさらによくするアイデアについて自分の考えを伝えた。

5 高齢者にかかわる人権教育の取組

(1) 世代間の交流

ア 伝統芸能体験学習【総合的な学習の時間・運動会】

地域の伝統文化である岩田神楽について岩田神楽保存会の皆様から、神楽の披露と太鼓や舞などの指導をしていただいた。また、秩父音頭祭りについて長瀬町赤十字奉仕団の皆様から、踊りの指導をしていただいた。体験学習をした第5学年の児童は、地域の伝統文化の価値や特徴、伝統文化を守ろうとする人たちの思いなどを知り、地域の一員として学んだことを生活や行動に生かそうとすることができた。また、伝統芸能を教える、教わる活動を通して、世代間の交流ができた。

さらに、今年度は、運動会の表現種目として、秩父音頭を全校で踊った。その指導にも長瀬町赤十字奉仕団の皆様にご協力いただいた。

イ 学校応援団

本校には、登下校見守りボランティアやミシン裁縫ボランティア等、学校の教育活動をボランティアで支えてくださる方々がいる。ボランティアの方々には、高齢者の方を含め、様々な世代の方がいる。

児童は、自分たちの学校や学習が多くの人々の協力で、できていることを実感し、交流の際や交流後に、ボランティアの方々に感謝を伝えることができた。

(2) 福祉教育の推進

ア 身近なバリアフリー探し【総合的な学習の時間】

第5学年の児童が、バリアフリーの考えに基づいて作られた品物や設備等を学校や家庭の中で探し、その工夫について調べ、まとめた。学習を通して、児童は誰もが社会から取り残されない仕組みについて考えることができた。

イ 認知症サポート講習会【総合的な学習の時間】

長瀬町役場介護福祉課の協力のもと、第5学年の児童に、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者」を増やすための認知症サポート講習会を開催した。講習を受けた児童は、認知症の人やその家族の気持ちを想像し、何か特別なことをするのではなく、日常の中でのさりげない配慮や声かけなど、自分のできる範囲で活動をするきっかけを作ることができた。

6 実践の成果と課題

(1) 成果

- ・豊かな経験、知識、技能を学ぶ貴重な機会をもつことで、高齢者を敬う気持ちを育てることができた。
- ・高齢者と関わることや福祉について学ぶことで、相手の立場や気持ちを理解し、身近な高齢者に優しくしようとする意識を育むことができた。
- ・学校生活や学習を支えてもらう経験から、高齢者への親しみや尊敬の気持ちを育むことができた。

(2) 課題

- ・児童が、生活の中で積極的に高齢者と関わり、相互理解を進め、支え合いの輪を広げていくことが、今後の目標である。
- ・教師が、高齢者に関わる人権教育と日々の学校生活や学習とのつながりを自覚し、意図をもって指導に当たる必要がある。
- ・ボランティアメンバーの固定化や、地域住民の高齢化に伴う担い手不足により、活動の継続が困難になることを想定し、活動の持続可能な方法を見出していく必要がある。

横瀬町立横瀬小学校における人権教育の取組
～インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育の推進～

横瀬町立横瀬小学校 大塚 史子

1 本校の概要

本校は明治5年開校以来、よき校風と伝統ある横瀬町唯一の小学校である。雄大な武甲山と学校のシンボルツリーであるかしの木に見守られ、全校309名の児童が昭和8年建設の木造校舎と令和4年度末に建設された新校舎で学校生活を送っている。見上げるほど大きく育つ校庭のかしの木を支える地中の根のように、本校では、目に見える姿だけでなく内面や背景といった「根っこ」を大切にし、未来を支える力を育てる教育を推進している。

2 学校教育目標

- (1) 目指す学校像 「笑顔・誇り・信頼のある学校」
- (2) 目指す児童像 「かしこい子 あたたかい子 たくましい子」
 - ・互いに学び合い、学んだことを生かすことのできる子
 - ・相手のよさを認め、思いやりのある行動ができる子
 - ・心も体も健康で、目標に向かって粘り強く取り組む子
- (3) 目指す教職員像
 - ・児童ととことん向き合う教職員
 - ・児童のよさを見つけ、伸ばす教職員
 - ・人権感覚を身に付けた教職員
 - ・互いにリスペクトし合う教職員
 - ・知恵を結集し、ともに汗を流す教職員
 - ・向上心を持ち、チャレンジし続ける教職員

3 学校人権教育目標

「一人一人が自分らしさを発揮し互いの違いを認め合いながら、人権を尊重しともに成長していく児童を育てる。」

4 本校の取組

- (1) 児童の人権を尊重した指導…人権感覚教職員チェックリスト30の活用
- (2) 人権意識の高揚を図る指導…目指す児童像に基づく指導
 - ア かしこい子「友達との学び合いを通して、学びを深めることができる。」
 - ・他者理解
 - ・違いに触れて認め合う経験
 - ・異なる考えを尊重し合う態度
 - イ あたたかい子「相手のよさを認め、多様な価値観を受け入れることができる。」
 - ・偏見・差別の防止
 - ・相手の気持ちを考えて言葉を選ぶ力
 - ウ たくましい子「自分の考えをしっかりと伝えられる」
 - ・正しく発信する力
 - ・流されない力
 - ・傍観者にならない力

(3) 人権月間の取組…本校では、県に倣い11月～12月10日までを人権月間とする。

- ・人権に関するDVD視聴（6年生はアニメ「めぐみ」を視聴）
- ・いじめ撲滅メッセージの取組
- ・人権感覚育成プログラムを活用した授業の実施

(4) 人権教室…毎年、4年生を対象に秩父人権擁護委員の方による「人権教室」を実施

(5) 人権の花の栽培

(6) 人権教育コーナーの設置

5 インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育の取組

(1) 生徒指導主任、特別活動主任と連携した取組

代表委員会の児童をアンバサダーに認定し、児童主体で「横瀬小学校のネット利用のルール」作成を行う。

ア アンバサダーが作成したアンケートの結果をもとに、学級ごとにインターネットに関する問題について考え、その問題に対する対策案（ルール）を作成する。

イ 全クラスから提出された対策案（ルール）から、アンバサダーを中心に「横瀬小学校のネット利用のルール」を作成する。

ウ アンバサダーが全校児童へ学校のルールを説明する。

エ 資料配布を通して家庭に普及し、連携を図る。

オ 作成されたルールの定着を目指し、生徒指導主任を中心に継続的に指導を行う。

(2) 養護教諭による「インターネット等のやり過ぎによる弊害」についての健康指導

(3) 人権感覚プログラム「インターネットのやくそく守れている？」の活用（3年生以上）

(4) 小・中・教育委員会共作の「よこぜ5か条のSNSルールの活用」

(5) 情報モラル教育よりもデジタル・シティズンシップ教育に重点を置いた指導

6 実践の成果と課題

(1) 成果

- ・児童アンケートから、個人情報の取扱いへの注意や、知らない人との安易なつながりを避ける意識が多くの子に定着していることがわかった。これまでの情報モラル教育やデジタル・シティズンシップ教育の積み重ねが、児童の適切な判断力の育成につながっていると考えられる。
- ・既存のルールを「守られるもの」ではなく、自分や友達を守るためのものとして捉える姿が見られた。

(2) 課題

- ・高学年児童の中には、SNS等での言葉のやり取りにおいて相手を傷つける表現について軽く捉えている様子も見られた。相手の尊厳を大切にしたコミュニケーションについて継続的に考えていく必要がある。
- ・ルール作成の際、「困ったときは大人に言う」を重要なルールとして選択した児童が少なかった。インターネット上の人権侵害やトラブルから自分や他者を守るためには、早期に周囲へ助けを求める力も必要である。安心して相談できる関係づくりと相談行動の促進を今後も図っていきたい。

令和8年度 人権教育実践報告会 県からの情報提供



埼玉県教育局県立学校部人権教育課

日頃から、人権教育の推進に御尽力いただきありがとうございます。埼玉県教育委員会から人権教育の現状について、情報提供をさせていただきます。

1 第4期埼玉県教育振興基本計画について

県では、教育を取り巻く社会の動向や第3期計画の成果と課題、「埼玉県5か年計画」や「埼玉教育の振興に関する大綱」を踏まえ、令和6年度に「第4期埼玉県教育振興基本計画」を策定しました。本計画では、基本理念を「**豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育**」とし、10の目標のもとに、29の施策と153の主な取組を設定しています。

その目標の一つとして「**豊かな心の育成**」を掲げ、施策として「人権を尊重した教育の推進」を位置付けています。

この施策の方向性として、次の4点を示しています。

- 1 自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図るため、児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育成します。
- 2 様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- 3 子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしない教育を推進します。
- 4 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

また、主な取組として、次の6点を掲げています。

- 1 学校・家庭・地域における人権教育の推進
- 2 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善
- 3 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
- 4 子供を性暴力の当事者にしないための教育の推進
- 5 様々な人権課題に対応した教育の充実
- 6 虐待から子供を守る取組の推進

県では、取組の一つである「2 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善」において、児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進しています。今後も、このプログラムを活用した実践が全ての学校で確実に行われるよう、継続して支援と取組を進めてまいります。

2 「同和問題（部落差別）」について

今年は、平成 28 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されてから 10 年となる節目の年です。同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。昭和 44 年に制定された「同和対策事業特別措置法」により、生活環境等の改善が進められてきました。

しかし、差別意識や偏見については、これまでの取組により着実に解消に向けて進んできてはいるものの、依然として差別的な発言や落書き、結婚や就職に際した身元調査、不動産購入時などの土地調査、インターネット上での差別的な書き込みがなされるなど、課題が残っています。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発等を行うよう努めることが定められました。

また、インターネット上の誹謗中傷や違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、令和 7 年 4 月には「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。これにより、インターネット上の権利侵害への対応が強化され、同和問題における差別的な書き込み等への適切な対処も期待されています。

県では、令和 4 年に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。条例第 3 条「部落差別の禁止」では、図書・地図等の資料の公表や流布、インターネットによる情報提供、身元調査、土地調査などを具体的な差別的行為として示し、これらを禁止しています。

本条例の制定を踏まえ、県では「教職員用研修資料・指導資料」及び「社会教育用研修資料」を作成し、同和問題の概要や最近の動向について学ぶことができるようにしました。各市町村におかれましては、これらの資料を積極的に御活用いただき、同和問題の解決に向けた取組を一層推進していただきますようお願いいたします。県としても引き続き、部落差別の解消に向け、同和問題に関する正しい理解を深める教育を推進してまいります。

3 「性的マイノリティ（性的指向・性自認）」について

県が令和 2 年度に実施した調査では、性的マイノリティに該当する人の割合は 3.3%、およそ 30 人に 1 人であることが明らかになりました。

性の在り方は個人の尊厳に深く関わる問題です。一方で、家族や周囲から理解が得られなかったり、インターネット上や学校、職場などで差別的な言動を受けたりするなど、苦しみや困難を抱える人々がいます。

性的指向や性自認は一人一人異なり、尊重されるべきものです。こうした性の多様性について正しい理解を深める教育を推進するとともに、困難な状況に直面する人々への

相談・支援体制を充実させることが必要です。

県では、教職員や児童生徒向けに啓発リーフレット「たくさん色 ふれ合おう。」や「性の多様性に係る『児童生徒用リーフレット』指導資料集」を作成・配布し、学校における性の多様性の理解促進を図っています。また、保護者が性の多様性についての理解を深められるよう、基礎的な知識の説明や性的マイノリティ当事者のインタビューで構成した動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」を作成し、県ホームページで公開しています。

さらに、性的指向・性自認に悩む中学生・高校生同士の交流・相談の場として、「オンラインサロン」を開催しています。加えて、児童生徒からの相談対応や配慮・支援に関して専門的な助言が必要な学校に対しては、外部専門機関から人材を派遣するなど、相談体制の充実にも取り組んでいます。

県では、令和4年に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行しました。条例は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としています。

県としては、本条例を踏まえ、今後も性の多様性に関する理解の一層の増進に取り組んでまいります。

4 「ヤングケアラー」について

ヤングケアラーは、家族など身近な人のケアを担うことにより、自身の学習や心身の健康、日常生活に影響を受け、その結果として将来の選択にも大きな影響が生じることもあります。

このため県では、ヤングケアラーの存在や支援の必要性について理解を深める教育を推進するとともに、ヤングケアラーが孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携した相談・支援体制づくりを進めています。

ヤングケアラーに関する理解の促進やヤングケアラーである児童生徒への支援の充実を図るため、有識者や元ヤングケアラーによる出張授業等を行う「ヤングケアラーサポートクラス」を小・中学校で実施しています。県立高校においても、ヤングケアラーに関する授業と、学校の実情に応じたヤングケアラー支援策を組み合わせた「自走式ヤングケアラーサポートクラス」を実施しています。

また、学校の教職員や福祉関係者が一堂に会する研修会を開催し、ヤングケアラーの世帯全体を支援する視点を共有するとともに、教育部門と福祉部門が連携して支援に取り組む体制の構築に努めています。

令和6年6月には、子ども・若者育成支援推進法が改正され、国や地方公共団体が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。

県としても引き続き、ヤングケアラーに関する理解促進と、児童生徒への支援の一層の充実に取り組んでまいります。

5 おわりに

これらの人権課題への取組は、県の総合計画「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」においても主要な取組として位置付けられています。同計画が目指す、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である「日本一暮らしやすい埼玉」は、本実践報告会のテーマである「人権を尊重し合う共生社会実現」と深くつながるものです。

皆様には、偏見や差別をなくすとともに、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会づくりに、今後も引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

【参考資料】説明内容に関する資料の一部です。県ホームページからダウンロードできます。

第4期埼玉県教育振興基本計画		人権感覚育成プログラム	
 埼玉県教育振興基本計画 — 豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育 —			
同和問題（部落差別）研修資料・指導資料		性の多様性に係る「教職員用リーフレット」	
			
性の多様性に係る「児童生徒用リーフレット」			
	小学校5・6年生版 		中学・高校生版 
保護者向けLGBTQ啓発動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」		「ヤングケアラーってなに？」高校生編・中学生編・小学生編	
			